

オーストラリアでのコーポレート・ガバナンス
いくつかの最近の進展

マルコム・スミス
メルボルン大学

2005年12月

オーストラリアでのコーポレート・ガバナンス:いくつかの最近の進展

マルコム・スミス

1. 比較コーポレート・ガバナンス

世界中のほとんどの経済実務において、コーポレートガバナンスは最も重要な、あるいは、最も重要な部類に属する問題です。コーポレート・ガバナンスでの欠陥が1997年のアジアの金融危機の原因とみられました。株式市場によって測られる会社の市場価格が1983年のレベルまで戻ってしまったところで、日本の現在の経済停滞は日本のコーポレートガバナンス理論の実践が足りないせいである、と手厳しい批判は関連づけました。ブッシュ大統領は、米国経済を劇的に不振にさせ、1990年代に得た利益の大部分を失わせているようにみえる不正行為のことで法人部門を非難するため、多くの国内議論をしました。そして、後にみるように、オーストラリアもその例外ではないのです。

昨年中に、米国は、サーベーンズ・オクスリー法律でコーポレートガバナンスにいて最近気づかれた不具合に応じ、それは世界中から反響を呼びました。米国外の企業活動に関して米国における企業主体を報告させる指示的な、刑罰的な規制をすることによってコーポレートガバナンスの規制の見通しを米国に課す企ては、それ自体研究である。2003年1月に、イギリスの貿易産業省はコーポレートガバナンスにおける執行権のない取締役の影響についてのヒッグス報告と会計監査委員会についてのスミス報告を発表しました。両方の報告は、重大な緊急課題でした。彼らは立法によらないというアプローチを採る点で、米国のアプローチと対照をなします。つまり、イギリスでは、ある基準が設けられ、会社はその基準を採用する必要はないとされるが、その代わりに、その基準を採用しない上場会社に、株主に対して採用しないという決定を正当化させることを要求するという、伝統的な規制が続けられています。日本では、一連の立法の改正が、コーポレートガバナンスを強化するために採用されました。これらの変化の特徴は、アメリカのマネジメント（管理、経営）モデルを採用する傾向にあります。

この論文は、日本人の聴衆に最近のオーストラリアの進展について概説して、オーストラリア会社法における最近の進展とアメリカ、イギリス、日本の進展両方の文脈においてとらえることを試みます。オーストラリアの場合、2002年9月の中央政府の報告が、コーポレートガバナンスと情報開示を改良するために青写真を公表しました。2003年1月1日、新しい連続的な情報開示規則がオーストラリア証券取引所(ASX)によって上場会社に課されました。これに続いて、2003年4月、オーストラリア証券取引所(ASX)による、新しいコーポレートガバナンス原則が公表され、上場会社はこの原則に従わねばならなくなりました。

上場会社を縛るオーストラリア証券取引所(ASX)は新しいコーポレートガバナンス原則の公表が2003年4月にこれのあとに続きました。これらの要件はコーポレートガバナンスにおいて利害

関係があるすべての専門的かつ先端的な組織の代表の委員会によって作成されました。これは米国・日本の立法上のアプローチとイギリスの高官政府アプローチとの面白い対照です。2003年のオーストラリアの応答はコーポレートガバナンス議題のコントロールを獲得するか、または少なくとも政府の行動を延期する民間部門の試みです。

この論文は、過去5年間オーストラリア会社法と規制における主要な進展を日本人の読者に紹介して、オーストラリアのコーポレートガバナンスシステムの失敗のいくつかのキー領域を特定して、コーポレートガバナンスにおける失敗を例証した5つの最近の主要な企業倒産に関するデータを紹介して、それらの失敗に関連している2002年9月の政府勧告と2003年のASX応答の部分について概説するでしょう。論文の最後の部分では、現在のコーポレートガバナンス討論へのアメリカとオーストラリアのアプローチにおける、明らかに異なった規制対応についての試験的な評価を試みます。

2. コーポレートガバナンスと会社を経営すること

コーポレートガバナンスと従業員（従業員としての役割における経営者を含む）を監督するマネジメントシステムとは区別する必要があります。コーポレートガバナンスは、マネージャを監督して、彼らを責任があるようにするようにするシステムに的を絞ります。派生もののより以前の仕事で、1990年代初期に金融機関によって記録された壮観な損失が、基礎証券あるいは金融商品ではなく、マネージメントシステムのすべての不良であったことに、私は衝撃を受けました。私はシンガポールのBarings Bank、合衆国における大和銀行および住友銅について言及します。それぞれのケースで、マネージメントシステムは個人を彼が信用でともに取り引きして、同時に取り引きの監督（管理者）でありうる状況に置きました。明らかに、個人は不正に行動して、その詐欺を隠す位置にいました。取引を取り締まるための担当者が同じく取引することを不可能にするという適切な管理の構造があれば、それらすべてのケースは避けることができたでしょう。これは、基礎をなしている製品の不良ではなく、マネージメント（管理）不良でした。大和銀行のケースでは、日本の法廷は、最初の監督（管理）の不良から取締役会へのマネージャー（管理人）による説明責任システムの不良へと責任を追跡し、次に取締役会から株主への責任を追跡しました。

後にみるように、オーストラリアのケースで、5つの最近の企業倒産でそれぞれのケースに存在していることが判明する欠損は統治不良に関連していました。これは統治の実行への改革がされることができるオーストラリアの領域を強調します。統治不良が従業員が法律違反を行うのを助けたかどうかを明示することが、その後の調査のために相変わらず残っています。

オーストラリアでの統治実践での論争の主な領域は、以下として特定されました。

1. 効果的なコントロールとともに、所有構造（上場会社のものを含めて）が株主によって統治されています（所有と経営の一致、といえよう）。
2. 取締役会、あるいはその代わりの取締役による会議において、独立したメンバーがいないため、それらが創設者やその家族や、前の会計監査会社の人や大株主によって統治（支配）されるかもしれません。
3. （会計）監査委員会は独立していなくて、監査会社に関連する人々を含んでいました。
4. 恐らく、利害衝突についてひどい評価を示して、取締役会の代表者を持っている会社に関連した関係者取引において重大な問題があります。これはオーストラリアの文化の一部であるかもしれません。
5. 取締役の選挙で退かせるための力の不足を通して、あるいは、奪取を通して、弱い株主コントロールがあります。
6. 失敗した経営者への過度の支払の主張と結びついて、CEO のための報酬給付契約条項は、不十分に計画されていました。しかし、報告で調査された倒産会社では、少量の報酬だけが業績基準の適用を受けていました。
7. 公開会社を彼らの創設者の子供に伝えることに関する問題がオーストラリアにあります。

以下のセクションで、私は支配（統治）について問題と提案された改革に関する例に関して順番にそれぞれのこれらの領域について議論するつもりです。

3. オーストラリアでのコーポレートガバナンス—会社の新しい法的な環境

オーストラリアの会社の規制は、ここ 10 年以上いくつかの面白い特徴を呈しています。準拠法のレベルでは、30 年間の長い過程が州法を連邦法令（2001(Cth)）に置き換える 2001 年 7 月 15 日に最高点に達しました。憲法の法律家のために、各州の力によってこれは達成され、各州は、連邦議会に各州の、めったに使われない力を知らしめた。州当局がある会社の複合システムは続きますが、初めて、オーストラリアは設立から解散まで、本当に国家の会社システムを持つようになりました。また、多くの関連する法案が可決されました。その中には、国家金融サービス改正法、企業の資金調達に影響を与える 2001(Cth)が含まれています。新しい会社法は、法律を簡素化するために 1990 年代の間、仕事を反映します。そして、前の協働体系を収容するように設計された複雑な言葉遣いの取り外しはさらに法律の「ユーザフレンドリーな」局面を高めます。

2 番目に、1990 年代の間、中央政府は法務省から財務省までの会社法改革への責任を動かしました。会社法は主に経済の法として認知されました。

3 番目に、会社法は法典であることが意図されます。法廷はまだ古いケースに言及するけれど

も、その法典は、ケースに見いだされた前の法律を包括しました。現在、コーポレートガバナンスの領域には、民事刑事両方の責任についての、最小限の取締役の義務の法典があります。しかしながら、会社は法で規定されたものより高い基準を課すかもしれません。また、会計（財政的な）監査をカバーする大規模な（広範囲の）法典があります

1998 年以来、同じ取締役が会社の監督、証券法および金融部門に関して責任がありました。それは今、オーストラリアの証券投資委員会(以前オーストラリアの証券委員会)として知られています。近年、オーストラリアの会社専門家は規制へのオーストラリア人のアプローチについて「原則」ベースで、それらが「規則」ベースであると呼ぶアメリカのアプローチと対照的であると述べることを好んで始めました。これはオーストラリアのコーポレートガバナンスの改革のための 2002 年 9 月と 2003 年 4 月提案との間で、アメリカの初期のサーベーンズ・オックスレー法との対比において全く強く現れました。

公企業の大規模な民営化で 1990 年代、最も顕著に国立商業銀行（コモンウェルス銀行）、国営航空会社（カンタス）および国営遠距離通信会社（Telstra）で、株を持つ人口の割合はかなり増加しました。実際、オーストラリアの現在の首相は私たちの国を小株主の国にするように野心を述べました。民営化は国家の退職年金政策と同盟しており、その政策の下では、現在、政府年金の他に会社と従業員は法律によって退職年金に投資するように強制されます。オーストラリア人は今までになかったように、今日、資本市場に関連づけられます。リンクされます。会社の適切な経営（マネージメント）に利害があります。

4. オーストラリアでの最近の進展：（会計）監査、利害の抵触、および報酬

i) 監査失敗（機能停止）

会社法改革への責任が 1990 年代に財務省に移ったとき、Corporate 法 Economic Reform Program (CLERP、会社法経済改革プログラム)は制定されました。プログラムはこれまでの 9 Reports を発行しました。そのすべてには、オーストラリアの企業的、そして、財政的な部門のための広範囲の結果がありました。最新の Report である CLERP9 のための原動力は、壮観な企業の崩壊、詐欺または企業間競争に関するアメリカのケースと私たち自身の同等物から来ました。米国には、エンロン、Worldcom、グローバルクロッシング、およびタイコがありますが、オーストラリアはそれ自身の大きな倒産（失敗、不良）を作り出しました。HIH、Pasminco、ハリス Scarfe、ケンタウロスマイニング、および Ontel。Institutional Analysis グループ（制度上の分析グループ）によるレポートは、5 つの会社が統治の多くの類似の不良を共有したことを示します。

ii) 取締役の利害の対立 (利益相反)

倒産した5つの会社のいくつかによって、および2002年のコールスマイヤーでの主要な支配争いによって示された、2番目の一般的な気になる領域は、取締役の利害対立の問題です。コールスマイヤーは、企業の崩壊に関するケースではありませんが、内輪もめという主要な小売り会社に非常によくあるケースです。すなわち、株主が取締役会の多数派によって2002年11月のAGMで2人の取締役を退任させることを票決するように求められるという結果になりました。それらの取締役のひとりが、コールスマイヤーの前の会長でした。そして、彼は発行済株式資本のおよそ6%をもつ大株主であり、彼自身の会社はコールスマイヤーと1年間に付き60から70ドルの財産をコールスマイヤーに供給するという契約を結んでいました。AGMまでの実行では、前会長は彼の株式を増加させて、相当な数の委任状を持ちましたが、敗北を防ぐのは十分ではありませんでした。しかしながら、同じく戦いを始めた現在の会長は、かなりの支払で辞職しました。

iii) 報酬

近時のオーストラリアにおける他の重要な財政的切迫問題として、取締役の報酬のスケールがあります。1990年代の間、ストック・オプションへの新しい依存を含めて取締役員報酬の大規模な増加がありました。このことは、私たちのいくつかの最も大きい会社をmanage（経営）するために、莫大な報酬を払ってアメリカの取締役を導入するという方向に関連づけたかもしれません。特に、もし、彼らが能力を発揮していなかったらば。その例として、the national telecommunications company（国営電話会社）であるTelstra、四大銀行のひとつである、鉱業家であるColes Myerをあげることができます。

次のセクションでは、私はコーポレートガバナンスのこれらの問題に最近のオーストラリアの改革案に関連づけるでしょう。

5. CLERP9とASX「本質的なコーポレートガバナンス原則」

2002年9月に、Corporate法Economic Reform Programは9番目のレポート(CLERP9)を発行しました。Reportは41の勧告を記載しており、それは、監査役の独立、取締役の報酬、報酬委員会の独立、内部告発者の保護、および、既存の監査役のための新しい力の設立に分類することができます。応答では、CLERP9の公表のちょうど1カ月前に設立されたASX Corporate Governance Councilが、10の「不可欠のコーポレートガバナンス原則」を公表して、上場会社に対し、もし、これらの原則を採用するなら情報開示書類を示すことを求め、もし、これらの原則を採用しないのであれば、なぜ採用しないのか示すことを求めた。政府はまだCLERP9を実行するための草案

を導入していません。上場会社における、2003年1月1日以降の最初の会計年度に、ASXの10原則は上場会社に適用されます。これは会社が2004年まで報告するように要求されないことを意味します。CLERP9とTen Principleは、どのように上で概説されている問題領域に関連していますか？

i) 所有構造

倒産した5つの会社について、Institutional Analysisは、以下のように報告しました。すなわち、効果的に1人の株主によってコントロールされたという点で、3つの会社が、その所有構造での問題を持っていたと報告しました。CLERP9は直接この問題について言及しませんが、アカウント（理由、原因、責任、報告、報告書、計算書、経理部門）の独立したオーバーサイト（管理、監督、見落とし）についての勧告は、株主をコントロールすることによって今後の濫用をより困難にさせるべきです。継続的な情報開示についての12の勧告と株主参加・情報についての5の勧告もまた、状況を改善するべきです。これらの後者の勧告は、財務省の政務次官が議長を務める「Shareholders and Investors Advisory Council」（株主投資家諮問委員会）の設立を含み、一般投資家の観点からすべての情報開示関連改革について協議するでしょう。

しかしながら、結局は、支配株主は会社の指示を導く強力な位置にいます。スタンダード・アンド・プアーズのオーストラリア証券取引所インデックスを構成する100の会社について、39の会社には支配株主がいると報告されます。これは日本の所有構造の学生に非常に重要であるべきです。日本の所有構造は、株式持ち合いによる奪取の証拠と思われます（そしてそれは株の持ち合いのために乗っ取り不可能であるはず）。同じ状況は、かなり高い確率でオーストラリアの主要な会社にもあてはまるのであり、支配株主が売らないかぎり、コーポレートガバナンスの支配（規制）モデルよりむしろ株主モデルとして、オーストラリアの適切な分類に関して疑問を引き起こします。

ASXのTen Principlesは直接支配株主の問題に言及しません。それらはBoardとManagementの間の権力の分割や小株主に対する情報提供にさらに向けられます。原則1（マネージメント（管理）とオーバーサイト（見落とし、監督）のために確実な基礎（地盤）をおくこと）は、会社の枠組みは、単独の個人が誰も力を自由にすることのないように、権力のバランスを確実にするよう、設計されるべきである、と言っている。原則1は株主とmanagement（管理）についてではなく、board（取締役会）とmanagement（管理）について考えています。原則5（タイムリーかつバランスのとれた情報開示）は、すべての投資家が等しくかつタイムリーに会社の所有とgovernance（統治）素材（資料）に関する情報にアクセスできることを確実にするメカニズムを要求することを含んでいます。アクセスしやすいフォームでの支配株主のアイデンティティの明確な情報開示に関わるのであれば、これは将来、有用である（支援がある）と判明するかもしれない

れません。

ii) 独立した Boards of Director (取締役会) のメンバーの欠如

また、Institutional Analysis レポートは、以下のことを示しています。すなわち、executive directors (取締役) を controlling (支配、統治、コントロール) する独立した director (取締役) という、お勧めの株主 governance (統治)、モデルの代わりに、考察の下、5つの会社では4つの board (取締役会) が創設者やその家族、確定している監査職員や大株主によって dominate (支配、統治) されていたということが示されています。オーストラリアのような国でコーポレートガバナンスについて話を考えるにあたっては、S&P/ASX100の会社では、取締役の大部分が独立していないという事実が衝撃的です。事態をさらに悪く見えさせるように統計を操ることができました。すなわち、board (取締役会) の45%が独立していると言わないとき、正確に言えば、全体的に見て45%の取締役が独立しているのです。はるかにわずかな確率の会社には非常に高い確率の独立している取締役がいるかもしれません。

また、そのレポートは、以下のようなこともまた、主張します。すなわち、これらの倒産した会社では、その業界においてはよくあることだが、独立した非常勤取締役が他の会社において任期(職)の2倍の取締役として勤めていたということを主張しています(平均1.7アポイントメントに対し、2.3アポイントメント)。これは、彼らの票を買うことができたか、あるいは、彼らは実際必要とされた時間を倒産した会社における取締役職に捧げていなかったということを示唆しています。5つのうち4つに監査委員会の一員として勤めていなかったという事実は、なぜ他の取締役会の一員として働く時間があつたかを説明するかもしれません。

CLERP9は独立している取締役の問題について言及しません。ASXのTen Principlesの原則2がここでは最も適切です(関連しています)。原則2は次のようなことを言います。すなわち、取締役会は独立した判断をすることができるように構築されるべきであるということを言います。そして、最善の実行を達成するための勧告の中で、Recommendation2.1は、「取締役会の過半数が独立した取締役であるべきである」と言います。勧告は、「独立」の7部分の定義を含んでいます。さらに、勧告はAnnual Report (年次報告書)の統治部門(governance section)は取締役会によって独立していると考えられる取締役を特定すべきであるということを示しています。独立しているか否かに関係なく、その勧告は、「すべての取締役は、意志決定において独立した判断をすべきである」(bearは不明)ことを要求しています。これは相当な前進です。Principles 1と2に関連して、勧告1.1は「リード(主要な)」している独立取締役の可能性を考察します。これはイギリスのCodeの「上級の独立した取締役」と比較されることが出来ます。取締役と会長職・最高経営責任者の役割は異なった人々によっていっぱいにされるべきです。これはアメリカの状況と対照的です。アメリカでは上場会社のおよそ1/5だけが2つの役割を切り離すというこ

とが報告されています。

iii) 監査 Committees (監査委員会) が独立していませんでした。

Institutional Analysis レポートは、以下のことを主張します。すなわち、5つの会社のうち4つ (Centaur、ハリス Scarfe、HIH、および One.Tel) の監査委員会において、独立しているメンバーが全くいなかった、そして、たった2つにおいて、監査委員会は、非常勤取締役によって構成されていた、ということをも主張しています。それと対照的に、Report は、S&P ASX の100の会社の90%が完全に非常勤取締役で構成された監査委員会を持っていると断言します。ここで、Report は、会社の90%で監査委員会のメンバーの100%がすべてこの Report で使用されるより広い意味で独立しているのを意味します。すなわち、彼らは財政的にあるいは他の点でマネジメントや関係団体に依存してませんし、彼らは経営者チームの上にはいませんし、会社によって契約された若干のビジネスの一部ではないのです。それと対照的に、Report は、HIH では監査委員会の3人のメンバーが監査会社の元パートナーであり、ハリス Scarfe では監査委員会の2人のメンバーが監査会社の元パートナーであるということを示しています。One.Tel では、同じ2人の取締役が監査委員会、報酬委員会、およびコーポレートガバナンス委員会の唯一のメンバーでしたし、いずれも独立した取締役ではありませんでした。

CLERP9 改正法は監査委員会の構造について言及しませんが、ASX (All Ordinaries Index (全普通株指標を作る)に上場された500の最も大きい会社に監査委員会を設立することを強制します。会計士業はすべての上場会社のために監査委員会の必要条件と戦いましたが、ラムゼイ Report によって勧められるように、ASX は、これを必要とするように記載している規則を改正するのに同意しました。ASX Corporate Governance Council の Principle4 の「財務報告における安全装置保全 (完全性保護)」は、Recommendations4.2 から 4.4 における監査委員会に関連して必要条件を発表しました。これらの Recommendations は監査委員会のために最も良い実施基準のための ASXs ガイドラインを発表 (設定) して、監査委員会の構成について常任取締役を排除して独立した取締役と独立した chair (議長、会長。しかも取締役会の chair ではない人) が過半数を占めることを要求している。これらのガイドラインを確立する際に、同業者 (法律家) はアメリカのように規則ではなく、原則としてのそれらの重要性を強調しています。

iv) 取締役会に代表者を有する会社を巻き添えにする関係団体との取引に伴う重大な問題

私の意見では、オーストラリア人は今日、利害の衝突の不十分な識別を持っています (利害の衝突はオーストラリアで文化的な特色になっているかもしれません)。例は商業領域だけではなく、活動のすべての領域で満ちています。コールスマイヤーの状況では、2002年の10月中旬、取締役の大部分 (議長と最高経営責任者を含む10人のうち8人) が異例の手段をとりました。9番目

の取締役の再選に反対したすべての株主に 10 月手紙を出したのです。上記のとおり、この取締役は前の chair（会長）でした。そして、問題は彼の会社が毎年 6000 から 7000 万ドルの商品をコールスマイヤーに供給するということでした。彼の報告された応答は、取締役会に、そのサポートで、1999 年に彼の最後の選挙からいつでもこれを上げないことに対して、取締役会に挑戦することでした。彼は 10 年間以上、事実上、ずっと取締役であり、その間彼の会社は常にコールスマイヤーと取引していました。法律によって、もし彼の利益が申告されたなら、彼が彼の会社の取引に関連するどんな決定にも参加しなかったなら、取引がコールスマイヤーの最大の利益ではないことが彼によって知られない限り、彼は法律の違反を犯しませんでした。このような場合、彼には、取締役会に引を避けるように警告する義務があったでしょう。

大多数は、取締役の会社のいくつかはコールスマイヤーのビジネスと直接競争したという主張を上げました。再び、彼の応答はこれが取締役会に一度も上げられたことがなかったということでした。問題は彼が改選されなかった 2002 年 11 月 20 日に AGM で解決されました。

後に反響を呼ぶかもしれない私たちの 5 つの会社からの別の例は、HIH Royal Commission (HIH 高貴な代理手数料、注文) への証拠において出現しました。会社が破産（支払不能）に入る前の晩に、1 人の取締役が、HIH に彼のコンサルタント業会社によって提供されたサービスのために HIH に 18 万 1445.39 ドルの請求書を送ったように思われます。銀行はすでに閉まっていたましたが、HIH の従業員は、取締役の口座への支払をクリアするために、シドニーの向こう側あるに特別な情報センターに急遽派遣されました。彼は成功しました。取締役はこの特別待遇に関する知識を全く知識を持っていないと主張しました。

一方、5 つの倒産した会社では、全体的に、平均すると関係団体との取引は額面で時価総額の 10% を超えました。これはオーストラリアの上場会社トップ 100 においては 1% 未満であるのと対比されます。

CLERP9 は、勧告 40 において、上場会社の取締役に他の全ての取締役期間の細部を報告するよう、法改正を提案しています。その期間は取締役の年次報告書の時のみならず、その前の 2 年間をも対照とします（効果的に、3 年間）。ASX Ten Principles はさらに直接問題に対処します（扱います）。原則 3 は、「倫理的で原因となる意志決定を促進してください」とし、各上場会社によって Code of Ethical Conduct（倫理行為法典）の設立と公表を勧告して、利害対立のマネジメント（管理）や会社の機会を奪うことの妨害を含んでいることを覆っている（カバーする？）問題のリストを示しています。

v) 取締役の選挙で免職させるための力を通じて、あるいは、乗っ取りを通じての、弱い株主コントロールがあります。

コールスマイヤーの例は、もし今までにあっても、総会が取締役を免職するオーストラリアの長期継続の経験の例外であることはめったにないということを立証するかもしれません。法律上は、s.203D の下での解決により、取締役は彼、あるいは彼女の立場（ポジション）のために、通常の選挙で追放されることができる。特別な通知が必要とされるけれども、解決は単純多数を必要とする通常決議（普通の解決）です。民間企業の実業取締役自身は別の取締役を免職することができますが、これは公開会社では可能ではありません。これはコールスマイヤー取締役の大部分は彼らが取締役会のために通常の選挙で別の取締役に反対投票するのを勧めよう手紙を書くという異常な（異例の）行動を取った理由です。その場合、普通の選挙が当然であったので、s.203D の下の解決は必要ではありませんでした。実際には、オーストラリアの公開会社の取締役は欠員の数と等しい候補のスレート（公認候補者名簿）を指名します。そして、通常、議長は候補者名簿が選択されることを保証することができるくらいの委任（状）受けます。アメリカと異なり、しかしイギリスのように、オーストラリアには取締役会のための累積投票がありません。

CLERP9 勧告と ASX Ten Principles は、この問題について何も言及していません。

vi) 最高経営責任者のための報酬パッケージは不十分に計画されてきました。

executive share option（取締役株オプション）計画および本社幹部報酬パッケージの実施は 200 年 9 月に始まった round of Australian Annual General Meetings（オーストラリアの年度の総会のラウンド）で辛らつな批判を引きつけました。数社は、もうオプション計画を使用しないと言いました。CLERP9 提案は会計レベルで問題に対処します。

CLERP9 は、法律の力が International Accounting Standards Board (ISAB) 基準に与えられているということを勧めており、その基準は、これらのオプション計画の費用がアカウント（会計帳簿、計算書）で申告されることを要求しています。これはオーストラリアで今までにされませんでした。ASX Ten Principles は会計処理ではなく、Principle9 で手広く報酬に対処します。原則 9 は完全で、透明で、効果的な開示を強調します。この開示は、年次報告書の governance section（統治部門）と ASX Listing Rule3.1 の下の継続開示で、起こるべきです。ASX は、報酬を支払うべきであるようになる時だけではなく、報酬協定が固定されているときも開示を勧めます。ストックオプション計画が常勤取締役にとって喜んで受け入れられるが、しかし、非常勤取締役にあってはつきりさせられます。

2002 年後半と 2003 年前半に、Commonwealth（連邦）Bank で報酬を取り巻く論議の若干の例が、その問題に光を当てます。コモンウェルス銀行のチーフエグゼクティブ（最高経営責任者）は 2002 年 9 月（彼がおおよそ 8 千万ドルの価値に相当するオプションを保持したけれども、彼は

すでに割り当てられていました)に、彼の会社の AGM で公的に将来のオプション計画の除去を指示しました。彼は、同じ AGM で、10 年間の退任取締役の報酬として 465 万ドル払われるということが明らかになったとき、彼は当惑しました。支払いは、彼のアポイントメント (同意) 時点で承認されていましたが、会社の株主、または公衆に一度も明らかにされたことはありませんでした。これは彼の完全な給料ベースでは 2 年の休暇と等しかかったので、彼の従業員 (彼らは 10 年後にちょうど 65 日間の休暇の権利を与えられる) 感銘を受けるに及びませんでした。彼の会社には、中央政府によって所有されていたときの規則があって、最高経営責任者は最も低い支払われた出納系の賃金の 10 倍以上の何も受け取るべきではない、とされていたのです。その頃はあった取締役と賃金労働者の間の比例性の問題は、現在、オーストラリアで見えなくなりました。

以下、省略

vii) 公開会社を彼らの創設者の子供に伝えることに関する問題がオーストラリアにあります。

ASX Ten Principles ではなく、どちらの CLERP9 も本当にこの問題を記述しません。

6. CLERP9 でカバーされた他の領域

i) 監査役からの独立

CLERP9 によって取られて、直接まだこの紙でカバーされない中で最も重要な領域は監査役からの独立です。オーストラリアが海賊企業家に対する評判を持っていた 1980 年代と 1990 年代後期の問題事件の多くで、監査不良が問題に貢献したことを示されました。ラムゼイ Inquiry (審査) と彼のその後の Report は監査過程に焦点を合わせました。この話題は少し乾いていますが、それは私たちの (ビジネス文化) 企業風土とオーストラリアの規則へのアプローチの両方を反映します

公開会社と大きな個人会社は、法律によって会計監査役を任命し監査された監査報告書を手渡すことが要求されます。また、上場会社にとって、上場会社において、Australian Accounting Standards Board の専門的な基準のように、オーストラリア証券取引所の監査上場規則も関連しています。そして、その Australian Accounting Standards Board の専門的な基準は、会社法 s.296(1)によって法律上の力を与えられています。また、Accounting Standards Board の基準は 2 つの専門的な会計団体によって守らせられます (施行されます)。小さくて、報告をしない私企

業のための特別規定があります。また、the Regulations to the Corporations Law. (会社法への規則) において、監査に関して (ついて) 要件があるかもしれません。監査役は会社によって任命されます。そして、現行法は、会社の役員の任命を妨げ、会社の役員の仲間 (共同経営者)、従業員、雇用主の任命を妨げます。これは rule (規則) のスライディングスケール (滑っている目盛り) を提供します。専門的なレベルでは、アメリカで状況を認知するように、法律家 (専門職) は、原則としての rule (規則) の特質を強調するのであって、融通性がない規則を強調するのではない。

CLERP9 勧告は監査役が独立しているという法律上の必要条件を導入するでしょう。これは 2 年間の会計上の「天下り」制限や、監査役依頼人と監査役やその家族との間の投資やローンをしてはならないといった、よりきつい規則を含みます (勧告 2-5)。また、勧告は、依頼人に他のサービスを提供する大きい監査会社に関する認知された問題を攻撃します。これが利害の衝突の可能性に通じると考えられます。したがって、監査会社は、2 つの専門的な団体の Joint Code of Professional Conduct (共通専門職行為法典) において the Professional Statement F1 on Professional Independence が要求する法律上の必要条件に従うことによって、監査会社が提供することができる種類の監査以外の業務で制限されるでしょう。年次報告書でどんな関係の特質も明らかにして、そして監査以外の業務の供給がなぜ独立を危うくしないか説明するという要件があるでしょう (勧告 7)。最終的に、政府は、会社に 5 年毎に新しい監査役を提供させるという要求に抵抗しましたが、監査会社の中で監査担当者が 5 年毎に交替するよう、要求するでしょう (勧告 9)。この妥協は監査会社によって歓迎されました。

監査役は質問に答えるために AGM に出席しなければならないでしょう。それゆえ、彼らは任命のための新しい能力基準を満たさなければならないでしょう、そして、かれらの責任を制限するために、法人となることが可能であるでしょう。また、政府は、parties (相手、他の監査役?) もまた明らかに責任があるところで、非常に大きな崩壊という監査役に対する影響を緩和するため、比例的な責任の導入を議論するのを計画しています (勧告 9-3)。

最終的に、監査基準は 2005 年 1 月 1 日までに、オーストラリアによる、International Accounting Standards Board の基準の採用で改良されるでしょう。これによって、オーストラリアはヨーロッパとは一致することになるでしょう。(勧告 14)

ii) 新しい規格本体

政府は、監査役独立を監督するために新しい機関を設立するつもりでした。既存の Auditing and Assurance Standards Board (AuASB、監査・生命保険委員会) は、政府によって任命された議長とともに、Financial Reporting Council (財政報告会議) の傘下に置かれるでしょう (勧

告 1)。

iii) 証券アナリストからの独立

勧告 17 と 18 は、勧告の中で彼らが持っているいかなる財政的な利害（関心）を開示することを要求するように、「効率的に、正直に、公正に」アドバイスを提供するために一般的な義務を課すでしょう。これは複数のサービスを提供する金融サービス会社に影響するでしょう。

iv) 「内部告発者」の保護

勧告 33 と 35 は違法を報告しないよう強制されていると感じる監査役の地位、または会社従業員を強化します。勧告 33 は、監査役に、「影響を与えるため、無理にごまかすため、だますため」のいかなる試みも ASIC に報告するのを要求します。勧告 35 は、もし従業員が「誠実に、合理的な根拠をもって、違法を疑いました」と報告するなら、雇用関係を維持し、その従業員に対する報復から彼らを保護します。

7. アメリカのサーベーンズ-オックスリー法律との比較

オーストラリアにおける CLERP9 勧告・ASX Ten Principles とアメリカで 2002 年 6 月に採用されたサーベーンズ-オックスリー法との間の類似性と相違点の詳細を説明する時間はありません。現体制に結びつけられた新しい recommendation はアメリカの立法と大体同じ問題をカバーするでしょう、ということが、オーストラリアでは一般的に考えられています。現在のところ、2 つの領域がコメントを求めます。

最初に、外国の監査役へのアメリカ法の明示的な域外適用はヨーロッパで強く非難されました。オーストラリアのアプローチに関してまだどのような関心も起こされていません。これは、以下の理由によるのかもしれませんが。すなわち、News Limited（ニュース社）、Murdoch entity（マードック企業主体）は顕著な例外であるけれども、オーストラリアにおける法令遵守によって影響を与えるほど世界中に広がった事業を行っている外国企業がほとんどないからかもしれません。オーストラリアの政府には治外法権の方法で会社法を適用する憲法上の権限（本質的なパワー？）がないと強調されるべきです。それは議会が治外法権の効果を意図したかどうかの解釈の問題になります。これは特定の立案から現れるでしょう。

2 番目のポイントは規定のスタイルについての議論に私たちを連れ戻します。オーストラリアにおける法律変更案は、企業文化のより一般的なレベルにおける理解によって影響されるように、制度上の規定法に焦点を合わせるでしょう。この点に関して、オーストラリアの会計士がこの新

しい体制への特別のアプローチに対する統一された、そして耳障りなクレームをしています。例えば、プライス・ウォーターハウス・クーパース・オーストラリアは、監査役独立で提案されたガイドラインに関してこう言いました(?)。

「しかしながら、そのようなガイドラインが過度に規範的な規則に変わらないのは、重要です。」

さらに、会計検査会社による他のサービスの供給のアメリカのサーベーンズ・オックスリーの取扱いを分析する際に、以下のことが続きました。

「監査以外の業務の供給を伴う取引において、サーベーンズ・オックスリー法は高度に規範的な、詳細な (rule) のうえの伝統的なアメリカの信頼に頼ります。最近における明白である規則ベースの規範的なアプローチの広範囲の失敗 (倒産) にもかかわらず、これはあります。機械的なコンプライアンスの習癖が、独立や、コーポレートガバナンスやより一般的な財務報告の高い基準をほとんど奨励しないということは、今一般的に承認されています。」

次に、株主の利害関係にあることの最も良い判断を適用している監査委員会への責務を残すための議論がなされる。

「私たちの意見では、コーポレートガバナンスポリシーは規則のための規則ではなく、会社と株主のためになる常識の原則に基づくべきです。」

規制 (regulation) へのアプローチの違いは、the former Chief Accountant at the US SEC (アメリカ証券取引委員会の前主任会計官)、リン・ターナー教授によって述べられました。CLERP9 勧告が発行されたとき、ターナー教授はオーストラリアにいました。ターナー教授はそれらに「軽いタッチ」規定の政権という烙印を押しました。彼は提案が監査役独立を強くすることがありそうもなかったと言いました。

オーストラリアとアメリカの比較における、規則ではない、原則の強調は、外国である日本の「法と社会」マニュアルからとられることができました。日本は、通常、この領域において、アメリカによって、「ライト」アプローチの罪で告発されます。CLERP9 アプローチの含意 (帰結的意味) はこの論文で議論されて、した非常に最近の ASX Ten Principles に示されました。基本的なアプローチは、良い統治のために基準を定めて、勧告・推薦をすることです。そして、個々の会社はどの原則を採用するべきか、そして、どの勧告・推薦に続くべきかに関するビジネス決定をすることができます。しかしながら、上場会社の場合では、会社はコーポレートガバナンス

ポリシーを明らかにして、Governance Principles からどんな意識的な出発も正当化しなければならないということは、ASX の継続的な開示規則の要件となるでしょう。

一般に、このアプローチは Ten Principles が発表されて以来の短い時間で支持されました。ネヴィル・オーエン裁判官(HIH のロイヤル Commissioner)は、オーストラリアのメルボルンでの Commonwealth Law Conference (連邦法会議)での最近の演説において、彼の支持を与えました。彼は、「それが非生産的であって、結局自滅的である可能性が高かったので、新しい層の規則は不要でした」と言ったと報告されます。オーストラリアには、広範囲の企業があるので、「フリーサイズ (ひとつですべてにフィット)」アプローチはオーストラリアに合わないでしょう。そして、「法律は、コーポレートガバナンス問題に対処するのは、あまりにも鈍くて (そして高価な) 道具であるかもしれません。」彼は市場取引の制御システムを好んだと報告されました。しかしながら、わずか数日後に発表された HIH に関する彼の報告で、彼は少なくとも 18 人の人々が governance (制御、管理、統治) で既存の刑事法と民事法違反に関して調査されることを勧めました。また、彼は取締役とマネジメント (管理者) による不正直な振舞いに対する会社法規則の強化を求めました。Deloitte コンサルティングによる最近の研究の報告は、企業の詐欺を防ぐ法律の能力についてのオーストラリアとアメリカの最高財務責任者の間の視点における顕著な乖離 (分岐) を明らかにします。大多数のアメリカの CFO が、法律は効果的であるであろうと感じるけれども、オーストラリアの CFO の 3 分の 1 より少ししかそれを信じません

オーストラリアとアメリカにおける主要な会社取締役と法律家 (専門家) の間での規制アプローチや規制見込みの非常に現代的な指摘は、これらの 2 つの慣習法におけるコーポレートガバナンスへの最も良いアプローチに広く大きな隔たりがあることを示しています。この記事はオーストラリアでの最近の改革案に焦点を合わせました。オーストラリアには、非常に多くの量の面白い現代的な材料があり、アメリカにおける法律と実践と対照することができます。また、その材料は、日本の将来の方向を描いているので、日本の政策立案者の役に立つかもしれません。

以上

オーストラリア会社法

第 1 章 序説

第 1.1 節——準備段階（？）

第 1.1A 節——会社法と、州法と北部準州法との相互作用

第 1.2 節——解釈

第 1 部——一般

第 2 部——共同事業者（仕事仲間、同僚、社員、提携先、取引先）

第 3 部——事業（企業）の継続

第 5A 部——会社の種類

第 6 部——被支配企業と関連企業

第 7 部——他の語句の解釈

第 8 部——種々雑多なものを含む解釈規則

第 1.2A 節——企業主体の開示

第 1 部——この節の目的

第 2 部——定義

第 3 部——企業主体開示の意義

第 4 部——免除と緩和（修正）

第 1.4 部——読者のための補助に関する専門的条項

第 1.5 部——小会社の基準

第 2 章——会社の登記

第 2A.1 部——登記可能な会社

第 2A.2 部——会社の登記の仕方

第 2B 章——会社の基本的な特色

第 2B.1 部——企業力とそれらがどのように行使されるか

第 2B.2 部——企業と取引する人々が当然できる推定

第 2B.3 部——設立登記前の契約

第 2B.4 部——代替可能な規則や法令